

令和 7 年度 教育行政執行方針

1 はじめに

令和 6 年度福島町議会定例会 3 月会議の開会にあたり、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまに、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

デジタル化の進展や国際社会の変容、地球温暖化など、刻々と変化する社会にあって、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められています。

よりよい教育を通じ、よりよい社会を創るという目標を共有し、地域と連携・協働しながら未来の創り手である人材を育成するため、生きる力を育むことが重要となります。

児童生徒や若者がふるさとに誇りと愛着を持ち、将来への希望をもって成長できるような教育行政に取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和 7 年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2 福島商業高校の魅力化

福島商業高校の令和 7 年度入学者の出願状況は、20 名となっており、町内 4 名、渡島管内 2 名、その他道内 8 名、道外から 3 都県 6 名と、多様な地域の生徒から出願がありました。

全国募集が3年目を迎え、在校生がその魅力を発信し続け、福島商業高校の教育内容や特色についての認知度が全国的に高まってきたためと考えております。

引き続きホームページでの情報発信、インターネットでの学校説明会、札幌市及び東京都で行われる対面形式での説明会、オープンキャンパス等で福島商業高校の魅力を発信してまいります。

なお、本年度は初めて、大阪府で行われる対面形式での説明会に参加することとしております。

また、高校魅力化を推進するため、民間事業者と協力しDX人材の育成授業や、ドローンを操縦体験する講習会を引き続き実施してまいります。

このほかノートパソコンの無償貸与、地域課題探究学習の講師派遣費用、各種資格取得、進学・就職対策、給食の無償提供などの支援を継続して行っておりましてまいります。

3 青少年交流センター

令和5年4月にオープンした福島町青少年交流センターは、令和6年度の増築事業により、合計で51室となりました。

令和7年度は1年生14名、2年生19名、3年生5名の計38名が入居する見込みとなっております。

本施設は、福島商業高校に全国からやってくる生徒にとって、大きな魅力のある施設となっていることから、今後とも生徒が安心して暮らせるよう運営管理に努めてまいります。

令和7年度は施設の増築に伴い、地域おこし協力隊のハウスマスター1名を増員し2名体制とすることで、入居生徒への生活・進路支援の充実を図ってまいります。

また、高校生が小売業やコンブ養殖など町内産業の担い手として、また、福島大神宮例大祭をはじめとした各種イベントへの参加者が増えてきており、活気ある町づくりの一助となるよう取り組みを進めてまいります。

4 学校教育

(1) 学力の向上

インターネットをはじめとした情報化、人工知能（AI）の活用など急速に変化する時代にあって、これからの社会に対応する資質・能力の育成が求められています。

そのため、興味関心を持ち自ら取り組み、振り返って次につなげる「主体的な学び」、いろいろな人と関わり、自分の考えを広める「対話的な学び」、情報を精査し、課題を見出して解決策を創造するなど「深い学び」の3点が学習指導要領に示されており、これらを意識した教育活動を実践することが重要となります。

福島町の小・中・高校では、地域の課題を調べ（社会）、データを統計的に処理し（算数・数学）、解決策を自分の言葉で考え（国語）、プレゼンテーションにまとめ（情報）、相手に向けて発表する「地域課題探求学習」を行っています。

本年度も福島町の産業、自然、文化を学ぶ「主体的・対話的で深い学び」の取組を推進してまいります。

（２）教職員の資質向上と働き方改革

児童生徒によりよい教育を行うためには、教職員の資質能力の向上が欠かせません。

令和５年度に設立した「福島アカデミー」は、町内小・中・高校の横断的な組織として教職員研修、児童生徒交流などを積極的に行ってきました。小・中・高校の連携がより図られ、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織となるよう支援・助言してまいります。

また、ＡＩドリルの活用研修会や、特別支援教育講演会など町独自の研修会を開催し、資質能力の向上に努めてまいります。

昨今、教職員の働く環境の改善が課題となっています。福島町では月４０時間以上超過勤務している教職員は比較的少ないものの、町全体で勤務時間の縮減に努力していかなければなりません。

令和６年度には学校だよりの全戸配布・回覧を止め、ホームページを充実することで、各学校の教育内容がわかるよう取り組んできたところです。

令和７年度においては、授業時数の適正な設定、夏季、冬季、学年末・学年初めの各休業期間について確認し、余裕のある学校運営となるよう検討してまいります。

（２）ＩＣＴ教育の推進

渡島管内の他町に先んじて整備した「１人１台端末」が７

年を経過しようとしており、更新が急務となっております。

これまで小学校1年生から中学校3年生まで全員に iPad を整備しておりましたが、今回の更新では小学校低学年は直感的な操作がしやすい iPad を、小学校3年生以上にはクロームブックを整備することにしております。

端末の購入は公立学校情報機器整備事業補助金を活用するとともに、北海道教育長が会長の「共同調達会議」に参画し、全道規模の入札により購入いたします。

また、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、小学校1年生から中学校3年生までの5教科を網羅している A I ドリルを整備し、授業での活用や持ち帰りによる家庭学習に活用してまいります。

情報処理、ネットモラル、タイピングなど、これからの社会において必須の能力となりますので、引き続き I C T 支援員を配置し、各学校の I C T 教育が進むよう取り組みを進めてまいります。

（４）部活動の地域移行

令和6年度は渡島西部4町において、本格的に野球とバスケットボールを拠点校方式による部活動として協定を結び、円滑な運営に取り組んでまいりました。

学校に部活動がなくても野球とバスケットボールがやりたい生徒は、知内町及び福島町の拠点校に所属して活動ができるようになり、また、大会参加時のバス運行も4町が連携し、効率的な運行に努めてきたところです。

一方、休日の指導者の確保や、通常練習の保護者送迎が課題となっており、令和7年度はこれらの課題に4町でどのように対処していくか、引き続き検討いたします。

令和6年12月に開催されたスポーツ庁の有識者会議において、これまでの「地域移行」から「地域展開」という表現に変更し、休日の部活動の地域展開を原則令和13年度までに達成することを目指すことが確認されました。

福島町において、「福島町部活動地域移行体制整備連絡協議会」を令和5年7月に設置し継続的に検討してきたところです。令和6年度は中学校の部活動顧問に、より詳細なアンケートを実施し、小学校高学年の児童にも意向調査を実施して進むべき方向性を検討してきました。

令和7年度においても、引き続き課題解決に向けた協議を行ってまいります。国の動向を受けて当町においても令和13年度までに休日の地域展開を達成するよう取り組みを進めてまいります。

（５）教育施設の維持管理

令和5年夏の猛暑を受け、令和6年に各学校に冷房設備の導入を進めてきたところです。北海道においても年々暑さが厳しくなっており、令和7年度も引き続き児童生徒が良好な環境で学習できるよう、適切な運用に努めてまいります。

教育施設の維持管理については、令和3年2月に「教育施設等長寿命化計画」を策定し、町財政の状況も勘案しながら、

計画的な維持管理を図ってまいります。

（６）学校給食

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。令和７年度においても、児童生徒が安心しておいしく食べられる給食の提供を進めてまいります。

福島町産米の使用については、令和３年度から７０％超の使用率となっておりましたが、令和５年度の収穫量減少などの影響もあり、令和６年度以降は、使用率が低下する見込みとなっております。引き続き、農業協同組合とも協議を重ねながら、町産米の使用に取り組んでまいります。

また、今後とも地産地消に意を用い、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を図ってまいります。

６ 生涯学習

（１）青少年教育

子どもたちがふるさとに誇りを持ち、豊かな心やたくましく生きる力を育むためには、異世代間の交流などを通じて、郷土の歴史や自然に多く触れる機会を創出していくことが重要であります。

令和６年度まで実施していた「福島学ジュニア」は、各学校での地域学習が浸透してきたことから、図書室の事業と合わせ、令和７年度に事業精査し、内容について再構築してま

います。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町と連携し、津軽三味線と和太鼓を用いた「和楽器の進化」をテーマとして9月上旬に福島小学校で実施する予定となっています。

令和元年度から実施している「プログラミング教室」は、プログラミングの楽しさを伝えてきましたが、学校教育でICT支援員が授業等で実施するため、令和6年度で終了いたします。

令和7年度の友好市町の中学生徒交流事業は、夏季に長野県木曾町への派遣、また、冬季に長崎県松浦市からの受入を行い、友好の絆を深めてまいります。

また、令和5年度に包括協定を締結した青森県中泊町との小学生交流事業を計画しており、初回となる今年度は、中泊町を会場に実施予定であります。両町の産業や伝統文化を体験し郷土愛を育むとともに、チャレンジ精神や共同生活による協調性を身に付けてもらうことを目的としております。

（２）成年教育

町民が自己の啓発を高めるとともに多様な学習活動を提供するなど、生涯学習活動への支援は、潤いのある生活と活力ある地域づくりの推進にも繋がります。

町民文化祭では、小中高校から各文化団体を中心として展

示・舞台を通して幅広く芸術文化に親しむ機会として開催しておりますが、町制施行70周年を記念した事業を共催し、更に多くの町民に参加いただくよう関係者と連携を図ってまいります。

生活講座については、町民の皆さまの要望に沿う内容を中心に、事業の実施に取り組んでまいります。

二十歳（はたち）を祝う会については、大人への節目を共に祝いし、励まし合う行事として、今年度も、引き続き8月13日に開催してまいります。

（3）高齢者教育

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため高齢者学級を開催してまいります。

令和7年度については、年齢問わず参加できる生涯スポーツを組み入れるなど、学習プログラムの企画を実行委員と相談しながら実施し、参加者相互の交流に努めてまいります。

（4）読書活動の推進

図書室運営は、図書システムにより利便性の向上に努めており、蔵書検索システムへのアクセス数は、毎年度5,000件を超えていることから、町民の皆さんがシステムを有効に活用し、日ごろの貸し出しに役立っているものと認識しており、今後も継続的に適切な運営に努めてまいります。

幼稚園・保育所、各学校等での取り組みは、「第3次福島町子ども読書活動推進計画」により、読書感想文・感想画コン

クールや移動図書、「よみきかせの会」の読み聞かせへの支援、乳幼児へのブックスタート事業などを実施し、読書活動を推進してまいります。

7 スポーツ

(1) 青少年教育

成長期に適度な運動習慣を身につけることは心身の発達にとっても大切であり、関係機関と連携を図りながら、青少年スポーツの活動を支援してまいります。

道内外の小・中学生が参加する「千代の富士杯争奪相撲大会」は、福島町相撲協会とともに実行委員会を組織し、伝統ある大会が成功するよう取り組んでまいります。

また、函館青年会議所主催の「わんぱく相撲大会」への協力や、小学校での「相撲に親しむ教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体との連携により、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組むスポーツ少年団の活動が円滑に進むよう、今年度についても大会出場費等活動費の支援を行うなど、関係者の皆さまと取り組んでまいります。

（２）成年教育

心身ともに健康な生活を営むために、体力や年代に応じてスポーツや運動に親しむことが大切であり、各種大会やスポーツなどに参加できる環境づくりを推進してまいります。

吉岡小学校運動会については、近年福島商業高校生徒も参加し、地域住民との交流も図られているところでありますが、令和７年度についても大会運営への支援を行ってまいります。

高齢者スポーツ大会については、各町内会からの参加が２年連続少なかったためこれを取り止め、令和７年度からは高齢者学級に軽スポーツを取り入れるなど、運動に親しむ機会を創出してまいります。

そのほか、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会などの行事や大会は、各関係団体の運営が円滑に行われるよう継続的に支援してまいります。

（３）南北海道駅伝競走大会

福島町における最大のスポーツ行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和７年度で第４３回を迎えます。

出場チーム数は、年々減少傾向にありますが、出場しやすい大会となるよう関係者とともに大会運営に取り組んでまいります。

また、令和６年度においても多くの企業等から協賛を賜り、ちゃんこ鍋等の無料提供が行われ、参加者から好評を得ており、令和７年度においても継続して提供できるよう努力して

まいります。

（４）体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者維持・増加に向けた取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

特に、ファミリースポーツ公園パークゴルフ場は、令和５年度の高気温の影響によるコース芝の損傷が著しいことから、令和７年度から計画的にグリーン芝の張替を行う予定としております。

８ 文化財等

（１）歴史文化の保存伝承

文化財は、郷土福島町の歴史、文化などを理解するために欠くことのできないものであり、私たちにはその価値を次の世代へと伝える責務があります。

福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。

児童生徒への郷土芸能体験は、令和６年度同様、学校と連携し、取り組んでまいります。

また、町民が福島町の歴史を理解する機会として、年１回程度歴史文化講演会を開催してまいります。

（２）埋蔵文化財

町で所有する民俗資料や埋蔵文化財資料を保管しておりますが、吉岡漁村環境改善センターに一時収容していた、豊浜・館崎両遺跡土器等は、旧美山教員住宅及び吉岡小学校の空き教室への移設が完了しており、今後、台帳整備等を行いながら文化財の適正な保存管理を進めてまいります。

９ むすび

以上、令和７年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育目標や福島町教育大綱の理念を忘れず、教育行政を進めることが重要であります。

児童生徒一人ひとりに個別最適な学びを実践し、予測不能な社会に対応できる人材の育成に努力してまいります。

また、町民の皆さまが福島町に誇りと愛着を持ち、将来に希望が持てるような教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和７年度教育行政執行方針といたします。